

## 学校法人京都外国語大学役員報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人京都外国語大学（以下「学園」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
この役員報酬等には、特別職としての契約及び教育職員給与規程又は事務職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、役員としての報酬、退職慰労金を支給するものとする。

2 役員に対しては、役員としての賞与は支給しない。

### (報酬の算定方法)

第4条 役員報酬月額別表1に定める額とする。

2 月の中途における、就任、退任、又は解任の場合の報酬について、その属する月分の報酬月額を支払うものとする。

### (退職慰労金の算定方法等)

第5条 役員退職慰労金は、別表2に定める基準額に役員在任期間を乗じて得た額を限度とし、常任理事会において決定する。

2 役員在任期間は、就任から退任までの年数とし、1年未満の端数は月数をもって、1か月未満の端数は1か月として計算する。

3 第1項の定めのほか、当該役員が学園に対する特別の功労が顕著である場合には、常任理事会の議を経て、理事長は別表3に定める在任期間の加算率を基準額に乘じて得た額を退職慰労金加算金として支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内

- 2 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める旅費基準に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 学園は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 昭和62年4月1日施行の「学校法人京都外国語大学役員報酬支給基準」及び「学校法人京都外国語大学役員の退職慰労金に関する内規」は、令和2年3月31日をもって廃止する。

別表 1

区 分		金額（月額）
理 事	理事長	260,000 円
	副理事長	170,000 円
	常勤理事	130,000 円
	非常勤理事	100,000 円
監 事	常勤監事	200,000 円
	非常勤監事	100,000 円

別表 2

区 分		基準額（年額）
理 事	理事長	1,000,000 円
	副理事長	700,000 円
	常勤理事	500,000 円
	非常勤理事	300,000 円
監 事	常勤監事	400,000 円
	非常勤監事	200,000 円

別表 3

在任期間	加算率
1 任期（4 年）以上	20%以内
2 任期（8 年）以上	40%以内
3 任期（12 年）以上	60%以内
4 任期（16 年）以上	80%以内
5 任期（20 年）以上	100%以内